

答 申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成18年10月23日付け18農総第6446号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成18年10月11日、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「農林水産部の東京地検特捜部押収資料の事業名一覧」の開示を求めて公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成18年10月23日付けで、「開示請求に係る公文書については、取得・作成していないため、保有していない」として、条例第11条第2項に基づき不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は本件処分を不服とし、平成18年12月7日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、上記第2の1に係る公文書の開示を求めるといふものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は異議申立書、意見書及び意見陳述の内容を要約すると概ね次のとおりである。
 - (1) 前知事による談合汚職事件で一番被害を受けたのは県民である。この問題では農林水産部所管の公共事業もその一部を構成しており、農林水産部は県民に損害を与えた行政行為の内容等について県民に対して説明する責任がある。
 - (2) 請求内容は「東京地検特捜部押収資料の事業名一覧」としたが、農林水産部所管の事業に関し、どのような事業の資料が押収されたのかを求めたものである。「事業名一覧」としたのは個々の事業名やファイル名がわからないためそのような表現で請求したのであって、事業名一覧という表題の文書があるかどうかはわからない。
 - (3) 実施機関は不存在を理由に不開示としたが、東京地方検察庁（以下「東京地検」という。）が関係書類を押収した際に、どのような書類が押収されたのかについて実施機関は当然書類を作成し、又は取得していると思われる。
 - (4) 実施機関は東京地検による搜索・押収をもって不開示とするが、条例よりも国民の知る権利を保障した憲法が優先されること、地方公務員法（昭和25年法律第261号）や福島県文書等管理規則（平成12年福島県規則第160号）に照らせば、

実施機関は押収された書類について確認し記録に留めた上で保存すべきであり、また、その内容について開示すべきである。

- (5) 今回の談合汚職の問題で一番被害を受けたのは県民であり、県民は憲法上裁判により損害賠償を請求する権利があるが、訴訟が長引けば時効にかかり県民が法的に損害を回復する術が失われてしまう。よって、公判に関係がない書類については検察に対して返還を求めべく努力すべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると、次のとおりである。

1 本件対象公文書

(1) 開示請求書記載の「東京地検特捜部押収資料の事業名一覧」のうち、「東京地検特捜部押収資料」とは、平成18年8月2日及び8月4日に実施機関が東京地検に対し任意提出し押収された押収物並びに同年9月30日に東京地検が実施機関に対して行った家宅搜索の際に押収した押収物が該当する。

(2) 「事業名一覧」とは押収の際に作成した「事業名一覧」と題する文書、押収物の内容から事業ごとに抜き出して一覧にした文書、事業名が記載された文書を示すものとする。

2 特定の方法

特定にあたり「訴訟に関する書類及び押収物」については条例第37条により適用除外とされるため、それ以外の保有公文書の中から対象公文書の特定を行った。

3 実施機関が取得・作成した文書について

東京地検からは「押収品目録交付書」を交付され取得しており、それ以外に取得・作成した文書はない。

「押収品目録交付書」は検察庁等が捜査の過程で押収する際に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条で準用する第120条の規定に基づき作成・交付するものであるが、「訴訟に関する書類」に該当し、条例第37条により適用除外とされている。

以上から、実施機関は適用除外に該当する書類を除き対象公文書を取得・作成しておらず、保有していないため不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求対象公文書について

本件請求内容は「農林水産部の東京地検特捜部押収資料の事業名一覧」というものであるが、異議申立人の異議申立書及び陳述内容を総合すると、福島県発注公共工事を巡る談合事件の捜査において東京地検が任意提出又は家宅搜索により農林水産部から押収した資料のうち、押収対象となった事業名に関する情報につき実施機関が取得・作成した文書等の開示を求めるといふ趣旨であると判断される。

2 実施機関による不開示決定について

実施機関は不開示理由説明書において、東京地検への任意提出時及び家宅搜索の際

に実施機関が取得・作成した文書は東京地検から交付され取得した「押収品目録交付書」のみであり、それ以外に取得した文書はないこと。また、唯一取得した押収品目録交付書は訴訟に関する書類に該当し、条例第37条により適用除外に該当することから、適用除外のもの以外に取得・作成したものはなしとして不存在を理由に不開示決定を行ったと主張する。

このため、当審査会では押収品目録交付書以外に取得・作成した文書がないとする実施機関の主張を確認するため、実施機関に対し不開示理由の陳述を求めるとともに、東京地検が任意提出又は家宅捜索により押収した資料のうち、押収対象となった事業名に関する情報につき実施機関が取得・作成した文書等について調査し、該当する文書等については提示を求めた上でその内容を見分した。

3 実施機関が保有する請求対象公文書について

(1) 審査会が保有を確認した請求対象公文書

審査会は実施機関への意見陳述や関係書類の見分を実施した結果、請求対象公文書として当初実施機関が唯一保有していると主張していた押収品目録交付書の他に、東京地検へ任意に提出し押収された資料の写し（以下「押収資料の写し」という。）及び当該任意提出資料の内容をとりまとめた復命書を確認した。

保有が確認された請求対象公文書の具体的内容については次のとおりである。

ア 押収品目録交付書：8月2日・8月4日の任意提出時と9月30日の家宅捜索時に東京地検から交付され取得したもの

イ 押収資料の写し：8月2日及び8月4日に東京地検に任意提出し押収された資料のうち、実施機関が業務上の必要性から写しを作成し取得したもの

ウ 任意提出資料の復命書：復命書は8月2日に農林水産部が東京地検に任意提出して押収された資料の内容をとりまとめたもので、東京地検の指示を受けてリストアップした特定の工事名等の一覧表、当該工事の関係資料及び東京地検に提出するため段ボールに詰められた際に提出資料に係るファイルの背表紙を撮影した写真の一部が添付されている。なお、工事関係資料の一部と写真の電子データについてはCD-Rに保存し保有している。

(2) 上記(1)以外の請求対象公文書の保有の可能性について

東京地検の捜索により関係書類が押収されるような場合、異議申立人が主張するように、担当部局としてはどのような書類が押収されたのか把握する必要があると思われる。

この点本件では任意提出と家宅捜索による押収が対象となるが、いずれの捜査においても押収の際は刑事訴訟法の規定により押収品目録交付書が交付されることから、実施機関は押収された書類のリストを自ら作成する必要性はなく、また、服務上もそのような記録について復命書を作成することを義務付けられてはいない。

審査会の調査により実施機関は任意提出資料の復命書を作成し保有していることが確認されたが、実施機関の説明では東京地検の求めにより該当工事をリストアップした資料を任意にとりまとめて復命書を作成したとのことであり、任意提出時の復命書のみを作成し家宅捜索時の復命書は作成していないとしても不自然とはいえない。

また、審査会では実施機関の職員が捜査等の立ち会い時にメモ等の記録を残していないか確認するため、東京地検による調査・捜索時の指示系統や当時の対応状況について実施機関から聴取を行ったが、当時立ち会った職員は東京地検から言われたことについてだけ答えるよう指示を受けていたためメモ等はとらなかったと回答しており、職員が当時の記録をメモ等に残していないとしても不自然とは認められない。

以上から、実施機関が保有する請求対象公文書は、押収品目録交付書、押収資料の写し及び復命書であると判断する。

4 条例第37条の適用除外の該当性について

(1) 当事者の主張

異議申立人は東京地検による押収物はやがて検察により甲号証として公開の法廷に提出されることを理由に、実施機関が適用除外とした文書については秘匿隠蔽する必要はなく開示されるべきである旨主張する。

これに対し実施機関は押収品目録交付書は訴訟に関する書類及び押収物に該当し、条例第37条により適用除外である旨主張する。

このため上記押収品目録交付書に加え、審査会が実施機関による保有を確認した請求対象公文書について、適用除外に該当するか否かについて検討する。

(2) 条例第37条の適用除外の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、被告事件終了後は、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録(起訴状、被告人の供述調書や証人の尋問調書、証拠書類等)の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法によって、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外とされている。

このため、情報公開法の制定に際して刑事訴訟法に新たに第53条の2が設けられて、訴訟に関する書類及び押収物については情報公開法の規定を適用しないと定められたもので、同法の規定を受けて、条例第37条において、刑事訴訟に関する書類及び押収物についてはこの条例の規定は適用しないとしているところである。

(3) 条例第37条の該当性について

ア 押収品目録交付書について

刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第120条では、「押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない」とある。

審査会で当該文書を見分したところ、平成18年8月2日及び4日の任意提出時と同年9月30日の家宅捜索時に、刑事訴訟法第120条に基づき東京地検から実施機関に交付されたことが確認された。

よって条例第37条に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例の適用除外になることは明らかである。

イ 押収資料の写しについて

東京地検の求めに応じて任意に提出し押収された資料の「写し」であり押収資料の原本と同一の内容を有することから、当該写しを開示すれば、条例第37条によりこの条例を適用しないとしている「押収物」の原本を開示することと同じになり、上記(2)の条例第37条の趣旨に反することから、適用除外とすることが相当である。

ウ 任意提出時の復命書について

審査会で復命書を見分したところ、当該書類及びその添付資料はいずれも押収品目録交付書に記載の押収物に係る工事名や当該工事の具体的な内容が含まれており、当該復命書を開示すれば押収品目録交付書の内容を開示することと同じになり、上記イと同様に条例第37条の趣旨に反することになることから、適用除外とすることが相当である。

エ 結論

以上から、実施機関が保有する請求対象公文書はいずれも条例第37条の適用除外に該当し、この条例が適用されないものと認められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は今回の県発注公共工事を巡る談合汚職事件では農林水産部所管の公共事業もその一部を構成していることから、農林水産部は県民に損害を与えた行政行為の内容等について説明する責任があると主張し、開示を求める理由として知る権利を保障した憲法が刑事訴訟法や条例よりも優先されること、県発注公共工事の談合について県民は憲法上損害賠償を請求する権利があること、地方公務員法や福島県文書等管理規則に照らせば実施機関は県民の共有財産である押収資料が保存されるべく努力すべきであること等の主張をしているところである。

今回の談合汚職事件が県民あるいは県政に与えた影響を鑑みれば、審査会として申立人が異議申立てに至った背景やその趣旨について理解できないものではないが、そもそも審査会は実施機関が行った不開示決定等の適否について実施機関からの諮問を受けて調査審議を行うところであり、異議申立人の上記主張は原処分に係る条例上の個別具体的な問題点を指摘するものとは言えないことから、審査の対象とはならない。

6 結論

以上、実施機関は処分時においては、条例第37条により適用除外に該当する公文書を除いて請求対象公文書を保有していないことが認められ、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査会は本件請求対象公文書のうち東京地検への任意提出資料について、異議申立て後に実施機関に返還されていることを確認したが、そもそも本件請求は、個

々の公文書名を特定した請求ではなく実施機関の保有する文書等が刑事事件に関し「押収」されたことに着目し請求されたものである。捜査・公判に関する活動の適正さは司法機関である裁判所により確保されるべきという点などから「訴訟に関する書類及び押収物」は情報公開法の適用から除外されており、その趣旨からすれば、本件のように押収されたことに着目した請求にあっては、実施機関への返還の有無に関わりなく、当該書類は「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すると考えられ適用除外になるものと判断される。

また、審査会は上記のとおり結論としては不開示とした原処分には誤りは認められないとする判断に至ったものであるが、本件のように開示請求書記載の内容だけでは請求対象公文書を正確に特定することが難しい案件については、今後、実施機関において、必要に応じ開示請求者に対する請求内容の確認や条例第6条第2項及び第34条の趣旨を踏まえた情報提供など、請求対象公文書を特定し、開示決定等に至る一連の手続の中でより丁寧な対応をされるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 2月26日	・ 諮問書受付
平成19年 2月26日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成19年 3月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成19年 3月26日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成19年 4月11日	・ 異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成19年 4月23日	・ 実施機関へ異議申立人からの不開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成19年 4月23日 (第142回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成19年 6月25日 (第143回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成19年 7月23日 (第144回審査会)	・ 請求対象公文書の見分 ・ 実施機関から事実関係等について聴取 ・ 審議
平成19年 9月13日 (第145回審査会)	・ 審議
平成19年10月22日 (第146回審査会)	・ 審議
平成19年11月19日 (第147回審査会)	・ 審議
平成19年12月25日 (第148回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
有我 健司	前 福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長